

平成29年 第11回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年10月5日(木) 14時00分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 全員協議会室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善男
4	樋 田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局次長 岡本 正洋

事務局 阿部 真土、井上 義雅

○欠席委員

なし

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第57号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認
について(所有権移転) 1件

議案第58号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認
について(利用権貸借) 6件

追加議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意

	見について	2 件
追加議案第 60 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	2 件
追加議案第 61 号	農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について	1 件

第 4 協議事項

- ・農業委員会だよりについて
- ・平成 29 年度九州視察研修について（報告）
- ・平成 29 年度東京市場及び流通調査視察研修について
- ・平成 29 年第 12 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局次長 ただいまから、平成 29 年第 11 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

本日の出席委員は 19 人全員で総会成立の定足数に達しております。それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

（二宮会長挨拶）

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

（異議なし）

議 長 それでは議事録署名人に「7 番、矢野 彰委員」、「8 番、正本 勝彦委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 56 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。
番号 15、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 56 号、番号 15 について説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,048 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「農地を売却したい」。譲受人は「〇〇〇〇として、業務を拡大しており、ますます農業に精進します。〇〇〇〇農業に従事していますが、立地の良い申請地を購入しミカン栽培をします」であります。

譲受人の経営面積「210.3a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5番 番号15を説明します。

譲渡人の〇〇〇〇さんです。お父さんの代はミカンづくりをされていたのですが、お父さんが亡くなられて、山がほとんど荒れており、現状はミカンの樹はあるのですが、カズラや雑木が生えております。1反ぐらいあるのですけれど、〇〇〇〇さんが購入されてミカンの苗を植えるということです。

〇〇〇〇になるところで、現在は〇〇〇〇となっております。少し高い価格で売買されておりますが、〇〇〇〇さん、ミカンを作りたいということでもあります。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、議案第 57 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「所有権移転」
番号 40、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第 57 号、番号 40 について説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「722 m²」、外 2 筆、
計「1,460 m²」です。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「366.4a」、
売買価格〇〇〇〇。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 4 番 番号 40 を説明します。
〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、〇〇〇〇にあたります。〇〇〇〇さ
ん高齢で、この土地は、〇〇〇〇さんが 20 年以上小作をしており
ます。〇〇〇〇ということで、〇〇〇〇の方でバリバリやっていただ
いております。問題ないのではないかと思います。
よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、議案第 58 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」
番号 166、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 58 号、番号 166 について説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,605 m²」、外 3
筆、計「7,862 m²」です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「199.4a」、
賃借料〇〇〇〇、期間「14 年 6 カ月」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

2 番 番号 166 を説明します。
〇〇〇〇さんは、十年程前に専業農家でバリバリやられていました
けれども亡くなられて、奥さんの〇〇〇〇さん一人になりました。
〇〇〇〇のお父さんが今までずっとあたっておったわけです。
〇〇〇〇農家をやりだして、十分にやっつけていけるということで正式に
あたってやろうかという形になっております。
よろしく審議の程お願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 167 から 171 まで一括して事務局の説明を求めま
す。

事務局 番号 167 から 171 まで一括して説明します。
番号 167、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,678
m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「199.4a」、期間「14年6カ月」。

番号 168、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「256 m²」、外 2 筆、計「898 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「199.4a」、期間「14年6カ月」。

番号 169、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「295 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「308.2a」、期間「9年6カ月」。

番号 170、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「156 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「259a」、期間「9年6カ月」。

番号 171、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「531 m²」、外 2 筆、計「1,319 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、期間「9年6カ月」。

〇〇〇〇の経営面積は「0 a」となっておりますが、父〇〇〇〇の所有する農地「162a」を耕作しているため、経営改善計画書の提出は求めています。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 番号 167、168 を説明します。

〇〇〇〇くんは、先ほど説明のあったように〇〇〇〇今、山をやられているそうです。

〇〇〇〇さんの山ですが、〇〇〇〇こういう運びとなっております。

〇〇〇〇くん、〇〇〇〇ということで、ミカンがほとんどということで、ぜひ晩柑を作ったりということで、「清見山」と「デコポン山」やって頂けるのですが、〇〇〇〇晩柑山がありますので、もしやりたいという人がいましたら是非申し出てもらったらと思います。

以上、よろしく審議の程お願いします。

18番

番号169、170、171を説明します。

利用権を設定する者は〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇をしまして、中々家も山も手が回らないという状態で、ほとんど耕作できていない状態でした。〇〇〇〇に伐採をしまして、更地にはしたのですが、その後、どうしようかということで、いろいろ地区で検討しました。

まず、番号169の〇〇〇〇のお父さんは〇〇〇〇さんで、〇〇〇〇経営をしております。非常に有望な若手でありまして、隣接の土地ですし、問題ないと思います。

番号170の〇〇〇〇さん、年齢は〇〇〇〇歳で、まだ若くてバリバリで、ちょうど隣接する山は「デコポン山」があるんですけども、その山で、どうしてもクーラーも入っているということで、〇〇〇〇が作るということになりました。問題ないと思います。

番号171ですが、〇〇〇〇さんが受けるものです。先ほど説明があったように、〇〇〇〇さんの〇〇〇〇優秀な若手でありまして、十分改植していいものを作ってもらえると確信しております。

以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、追加議案第59号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」

番号4、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは追加議案第59号、番号4を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地、一部雑種地」、面積「852㎡」です。

申請人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

転用目的「貸駐車場」。転用理由「周辺地域の住宅化に伴い駐車場の需要が見込めるため、申請地を貸駐車場として整備したい」とのことです。

続いて、資料の10ページ、位置図をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇に位置しており、農地としては、農業振興地域内の農用地区域外にある小集団の生産性の低い農地にあたります。

このことから、申請地の農地区分は農地法の運用通知により他のいずれの農地にも該当しないため、「第2種農地」となります。この、第2種農地の転用は申請地周辺に他の土地がないと認められる場合、許可をすることができることから、本案件は特段問題がなければ許可できるものと考えます。

ただ、この土地につきましては、違反転用となっておりまして、農地部会において審議をしています。

資料の2ページと3ページに地番地目図等を掲載していますのでご確認ください。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

15番 4番を説明します。

〇〇〇〇が亡くなりました。

近隣には住宅がずうっとあるわけですが、そこへ貸してくれ、置かせてくれということで、法律も分からないままに貸していました。

また、周囲は住宅地域で、消毒とか、いろいろできないような状態で、本人も〇〇〇〇でした。

この度、近隣で駐車場が欲しいという方もおられまして、駐車場として貸したらどうかということで、本人からの申し出がありました。

〇〇〇〇貸していたという状態ですので、そのところを考慮していただいてお願いできたらと思います。

議長 部会長さん何かありますか。

13番 先ほど部会を開きまして、審議をいたしました。

申請地ですが、3分の1程度を駐車場として今まで使っていたということで、あとの部分は農地として使用していました。見てもらったら分かるように、周囲は宅地に囲まれており、なかなか農地としては使用が難しいのではないかなと思います。

また、〇〇〇〇ということで始末書の方もいただいていますので、許可してもいいのではないかなと思います。

以上です。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 5、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは番号 5 を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「雑種地」、面積「310 m²」、外 1 筆、計「445 m²」です。

申請人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

転用目的「貸駐車場」。転用理由「周辺地域の住宅化に伴い駐車場の需要が見込めるため、申請地を貸駐車場として整備したい」とのことです。

資料の 4 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇に位置しており、都市計画用途地域の「第 1 種住居地域」にあります。

このことから、申請地の農地区分は農地法の運用通知により、都市計画法に規定する地域内農地に該当するため、「第 3 種農地」となります。この、第 3 種農地の転用は同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ許可できるものと考えます。

この土地につきましても、一部違反転用となっておりまして、農地部会において審議をしています。

資料の 5 ページと 6 ページに地番地目図等を掲載していますのでご確認ください。

以上です。

- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 5 番 番号 5 を説明します。
場所は〇〇〇〇でございます。
番号 4 の駐車場の件とほとんど一緒に、建物があつた後に、〇〇〇〇さんがやりたいということで、最近農地に転用をされて、野菜を作ろうとしていたのですけども、土壌が硬く、とても野菜ができる状態じゃないということで、隣が違反転用の駐車場がありまして、ならびに駐車場にずっとするという事になりました。
〇〇〇〇で、かなり高齢になっておりまして、〇〇〇〇という感じ
です。
以上です。
- 議 長 部会長さん何かありますか。
- 1 3 番 今言われたとおりで、周りはブロック塀に囲まれておりまして、とても畑として使えるような土地ではありませんので、かまわないのではないかなと思います。
以上です。
- 議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、追加議案第 60 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」
番号 9、10 事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは追加議案第 60 号、番号 9、10 を説明します。
番号 9、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「雑種地」、面積「256 m²」、所有権移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

転用目的「住宅用地」。転用理由「〇〇〇〇」とのことです。

資料の 7 ページ位置図をごらんください。

申請地は、〇〇〇〇に位置しており、都市計画用途地域の「準工業地域」にあります。このことから、申請地の農地区分は農地法運用通知により都市計画法に規定する地域内農地に該当するため「第 3 種農地」となります。この「第 3 種農地」の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は転用の確実性や周辺の営農状況に支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。

この土地につきましても違反転用となっておりまして、農地部会の方で審議をしております。

資料の 8 ページから 10 ページに地番地目図及び図面等を掲載しています。

次に、番号 10 を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「雑種地」、面積「70 m²」、外 1 筆、計「193 m²」所有権移転です。

譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

転用目的「住宅用地」。転用理由〇〇〇〇とのことです。

資料の 11 ページに位置図をつけております。

申請地は、先ほど説明をさせていただきました番号 9 の申請地の〇〇〇〇〇〇に位置しております。農地区分は先ほどと同じく「第 3 種農地」となり、特段問題がなければ、許可できるものと考えます。

この土地につきましても一部違反転用となっておりまして、農地部会の方において審議をしております。

資料の 12 ページから 14 ページに地番地目図及び図面等を掲載しています。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

1 5 番

番号 9、10 について説明します。

譲受人は、〇〇〇〇です。

申請地は、〇〇〇〇〇〇で、隣り合わせの土地も全て住宅が建っておりまして、本人も〇〇〇〇〇〇をされております。あそこを農地にというの

は、地盤も固くなっておるし、消毒もできないし、農地の関係もいろいろとありますので、宅地としてお願いできたらなと思っております。

議 長 部会長さん何かありますか。

13番 この土地も役員で見に行きましたが、元々は田んぼであった土地を埋め立てて伊予柑を栽培されていまして。作り手が高齢で、作れなくなって伊予柑を伐採して、そのまま荒らしておったというのが現状です。

で、ここ空いているので隣の人が車を置かしてやというので、置かせていたというようになっております。

これにつきましても始末書をいただいておりますし、雑種地としての税金も支払っておりますので、いいのではないかなと思っております。

以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、追加議案第 61 号「農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について」。

番号 3、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 61 号、番号 3 を説明します。

ここにありますように、今回当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、農用地区域の除外申出に対してであります。

申請者〇〇〇〇、〇〇〇〇です。

農地の所在〇〇〇〇、地目「畑」、面積「1,515 m²」です。

農用地区域除外申出に至る理由については〇〇〇〇とのことあります。

資料の 15 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇に位置しております。

16 ページに地番地目図を 17 ページには現況写真を掲載しております。最終 18 ページは、整備計画の立体平面図となっております。

地区除外の申請カ所は丸で囲んでいるところです。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 番号 3 説明します。

申請地は、三方を建屋と駐車場に囲まれています。残りの片方も急傾斜地で、離れ小島のような状態となっております。

畑所有者もかなり高齢になってきて、数年前から畑を人にあてて面積を減らしている状態です。クレーンもこの畑には入っておらず、防除とか運搬作業もかなり困難な、なるい山ではありますが、作業性はちょっと悪い畑ではあります。

以上でございます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。
続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 15時00分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年10月5日

会 長 二 宮 政 明

議事録署名人 矢 野 彰

議事録署名人 正 本 勝 彦